

中央区の財務諸表 (一般会計)

平成29年度決算の概要について「区のおしらせ 中央」平成30年12月21日号に掲載しましたが、今回は公会計制度に基づく平成29年度財務諸表についてお知らせします。

区では平成29年度から、複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を取り入れた公会計制度を導入しました。公会計制度による財務諸表を作成することにより、公共施設や道路などの資産や特別区債などの負債といったストック情報が容易に把握できます。また減価償却費や引当金繰入額などのコストが明らかになります。

財務諸表の詳しい内容や解説(平成30年度財政白書)は、区のホームページをご覧ください。
国会計室公会計担当 ☎(3546)5495

1 貸借対照表(平成30年3月31日現在)

区の資産、負債およびその差額である正味財産を表示し、区の財政状態を明らかにしています。

資産 4兆7,953億3,200万円		負債 294億2,100万円	
・現金預金	19億6,100万円	・特別区債	149億4,600万円
・基金	566億3,900万円	・賞与、退職給与引当金	109億400万円
・公共施設(土地、建物など)	2,329億1,100万円	・その他(建物償還費など)	35億7,100万円
・インフラ資産(道路、電線共同溝、橋など)	4兆4,951億100万円		
・その他	87億2,100万円		
		正味財産(資産-負債)	
		4兆7,659億1,100万円	

2 行政コスト計算書(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

行政活動に伴い発生した収入と費用の収支を明らかにしています。費用には、減価償却費や引当金繰入額など現金の支出を伴わないものも計上します。

費用 848億800万円		収入 952億500万円	
・人件費	136億1,600万円	・特別区税	277億800万円
・委託料、光熱水費、物品の購入など	188億3,000万円	・地方譲与税	3億8,100万円
・扶助費(法に基づく福祉給付など)	125億2,000万円	・特別区交付金	145億1,700万円
・他団体への交付金など	95億7,300万円	・その他の交付金	111億2,200万円
・工事請負費などのうち資産形成以外の経費	185億1,300万円	・国、都補助金のうち行政サービスの財源となるもの	196億6,200万円
・減価償却費(資産の価値減少分)	43億7,900万円	・区施設の使用料や事務手数料	73億1,600万円
・その他	73億7,600万円	・固定資産売却益	92億5,200万円
		・その他	52億4,800万円
当期収支差額(収入-費用)			
103億9,700万円			

◎各表の金額は百万円未満で四捨五入しているため、合算した数値と合計が異なる場合があります。

平成30年分確定申告

申告期間

所得税および復興特別所得税

2月18日(月)~3月15日(金)

個人事業者の消費税および地方消費税

2月18日(月)~4月1日(月)

贈与税

2月1日(金)~3月15日(金)

所得税および復興特別所得税の申告が必要な方

- ・事業・不動産所得のある方
- ・土地や建物などを譲渡した方
- ・給与の収入が2千万円を超える方
- ・給与所得者で給与以外の所得が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けている方
- ・公的年金などの収入が400万円を超える方
- ・公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円を超える方など

医療費控除を受けるための手続きが変わりました

平成29年分の確定申告から領収書の提出が不要となり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

◎「医療費控除の明細書」は国税庁の

ホームページからダウンロードできます。

◎詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降、所得税などの申告書には、税務署へ提出する都度、「マイナンバー(個人番号)の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、事前に登録したIDとパスワードがあればe-Taxで送信(提出)できます

ID・パスワード方式によるe-Taxを利用するためには、本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、税務署で事前に申請・登録を行う必要があります。

なおe-Taxを利用して税務署で申告をされたことがある方は、利用者識別番号と暗証番号が記載された書類も一緒にお持ちください。

確定申告書送付対象者について

前年申告において、税理士会による無料申告相談会場、青色申告会相談会場、商工会議所などの民間団体の相談会場で確定申告書を作成・提出した方については、確定申告書の

送付に代えて「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」が送付されます。

申告書作成会場のお知らせ

2月18日(月)から3月15日(金)まで、所得税および復興特別所得税、個人消費税、贈与税の申告相談は、東京国税局で行います。

◎土・日曜日を除きますが、2月24日(日)、3月3日(日)は、東京国税局で申告相談と提出を受け付けます。

会場

東京国税局1階(中央区築地5-3-1)

◎日本橋・京橋税務署内に、申告書作成会場は設置していません。

◎申告書作成会場は混雑しますので、自宅などで申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

東京国税局電話相談センター(税務署の代表電話から音声案内で0番を選択)

日本橋税務署 ☎(3663)8451

別表

日時	2月1日(金)~4日(月)、7日(木)~15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	2月4日(月)~14日(木) (土・日曜日、祝日を除く)
	午前9時30分~正午(受け付けは午前11時まで) 午後1時~5時(受け付けは午後4時まで) ◎会場が混雑している場合は、受け付けを早めに締め切る場合があります。	
会場	日本橋公会堂2階集會室	月島区民センター1階會議室
主催	日本橋税務署	京橋税務署
受託	東京税理士会日本橋支部	東京税理士会京橋支部

京橋税務署

☎(4434)0011

http://www.nta.go.jp

税理士会による無料申告相談

税理士による確定申告の無料申告相談を行います(別表のとおり)。

◎確定申告に必要な書類などをご持参ください。

◎土地・建物および株式の譲渡所得のある場合や、相続税、贈与税の相談を除きます。

◎申告書や届出書の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

提出先

・日本橋税務署

〒103-8551

中央区日本橋堀留町2-6-9

・京橋税務署

〒100-8129

千代田区大手町1-3-3

大手町合同庁舎3号館6・7階

東京税理士会日本橋支部

☎(3662)3979

東京税理士会京橋支部

☎(3553)1788